

平成22年 1月25日

各位

(社) 高知県建築士事務所協会
会長 西森 敬祐
(耐震幹事長 玉川 五喜)

四国耐震診断評定委員会（耐震幹事会）における評定順序について お知らせ

現在、四国耐震診断評定会の運営は、四国4県の新規評定物件を各県均等に処理していますが、1ヶ月に評価できる物件数は各県で24件程度となります。このため、1月末時点で報告書は提出されているが、未評定の物件が多数（18件）生じています。これまでの評定順序は、履行期限の差し迫った物件を優先していたために、報告書を提出してから3回も待たされる物件が出てきました。

これから年度末（2,3月）になると、全ての物件において履行期限が迫り、従来通りには順序を決めることが難しくなります。よって、今後は評定の順序は以下のようにする事としました。

1. 現在（1月25日）、報告書が提出されている物件（約18件）を最優先して評定にかけます。
2. 報告書が事務局へ提出された物件毎に番号をつけて、その番号順に評定にかけます。
(番号は、提出時に事務局で確認してください。)

注1) 報告書は完成品であること。

注2) 報告書は一度提出した後は、内容の追加も差し替えも認めません。

どうしても追加差し替えをする場合は、番号は変更され新番号となります。

注3) 未完成の報告書と幹事会で認定された場合は、報告書は返却します。完成させて再度提出してください。その場合番号は変更され新番号となります。

上記のように報告書の提出順に評定の順序を決めることとし、不公平が生じないようにしていきますので、報告書が出来た物件は早く事務局へ提出するようにしてください。